

令和元年12月25日

## グレーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答しました ～EVの充電状態「充電セグメント」に応じた時間帯別割引メニューの創設について～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業に関する照会に対して、回答しました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

令和元年11月29日付けにて経済産業省が所管する「計量法」に関する規定の適用の有無について照会があり、12月25日付けにて回答しました。

照会及び回答内容の詳細は、[こちらの資料](#)をご覧ください。

### 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです（本件の場合、事業所管省庁及び規制所管省庁は経済産業省となります）。

なお、本制度における回答は、あくまで該当法令における取り扱いについてのみ判断したものであり、他の法令等における判断を示すものではありません。

（本プレスリリースのお問い合わせ先）

電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室長 下村

担当者：清水、山中、有波

電話：03-3501-1511（内線 4741）

03-3501-1748（直通）

（本制度のお問い合わせ先）

経済産業政策局 新規事業創造推進室 新規事業調整官 金指

担当者：迫田、太田、橋詰

電話：03-3501-1511（内線 2536～9）

03-3501-1628（直通）